

社会福祉法人ふくふく福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくふく福祉会（以下「法人」という）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

2 ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、別途の報酬等は支給しない。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬等の総額について、総人件費の10%を目安として、年間3,000万円以内とする。

2 この法人の職員を兼務する理事に対しては、別途に定められている職員の給与規程の基準に従って、その職責を諸手当に反映させた職員給与を支給する。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第4条 役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会へ出席したときは、報酬及び実費弁償費として次のとおり日当を支払う。

(1) 理事、監事、評議員

1日 5,000円

(2) 評議員選任・解任委員

1日 5,000円

(役員等の年次報酬)

第5条 この法人の職員を除く役員等に対して、在任期間中の報酬及び実費弁償費として次のとおり年次報酬を支払う。

(1) 理事長が職員ではない場合

30,000円/月

(2) 理事、監事、評議員

10,000円/年

(3) 評議員選任・解任委員

なし

(監事の監査報酬)

第6条 監事が、会計監査及び法人監査を行ったときは、報酬及び実費弁償費として次のとおり日当を支払う。

(1) 監事

1日 10,000円

(報酬の支払方法)

第7条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする

(1) 月次報酬

毎月末を締め日とし、翌月20日(当日が土・日曜日)又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む。

(2) 年次報酬

毎年定時評議員会の開催日を起算日とし、翌月20日(当日が土・日曜日)又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む。

(3) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬

開催日の翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む。

(4) 監事の監査報酬

監査実施日の翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改正)

第8条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人ぷくぷく福祉会の評議員会の議決を経なければならない。

(付 則) この規程は2017年4月1日から施行する。(ただし、理事および監事については、2017年の定時評議員会以降より適用することとする。)

(付 則) この規程は2019年6月25日から施行する。

(付 則) この規程は2020年6月29日から施行する。